

配方法ノ内容ハ公表スヘキニ非ス
八名稱ノ変復ハ異議ナキモ助手ノ待遇ニ関シテハ他
ニ関係アルヲ以テ近テ一般社則變更ニ際シ考慮スル
モノトス

九、扶助料

助手職工雑役者扶助規定一部ヲ改正ス

第六條助手職工雑役者負傷又ハ疾病ノ治療
ニタルトキニ於テ尚身体ニ障害ヲ存スルトキハ左ノ
區別ニヨリ障害扶助料ヲ支給ス

- 一、終身自用ヲ辨スルコト能ハサルモノ 日給二百日分以上
- 二、終身労役ニ服スルコト能ハサルモノ 日給百七十日分以上
- 三、従来ノ職務ニ従事スルコト能ハサルモノ、健康旧ニ復スルコ
ト能ハサルモノ又ハ女子ノ外顔ニ醜痕ヲ殘シタルモノ

日給百日分以上

四、身体ヲ傷害シ旧ニ復スルコト能ハスト日引續キ

従来ノ職令ニ従事スルコトヲ得ルモノ 日給世日分以上

第七條(養老年年金支給ニ関スル規程ハ現行法ニ依ル)

第八條助手職工雑役者死シタルトキハ其遺族ニ日
給二百五十日分以上ノ遺族扶助料ヲ支給ス

第九條助手職工雑役者死シタルトキハ葬祭ヲ行
フ遺族ニ五十円以上ノ葬祭料ヲ支給ス

(四)退職手当

助手職工規則一部ノ改正

第三十一條滿ニテ三年以上誠實ニ勤続シタル者ニ
シテ死シタルトキ又ハ止ムヲ得サル事故ニヨリ退職